

『池の藻屑』の皇位継承史構図 —— 編年史的側面と「世継」 ——

福田景道

一 「数まへられ給はぬ古宮」の物語

其の頃世に数まへられ給はぬ古宮なむ、伏見殿とて崇光院の御後にぞおはします。(二二二頁)¹⁾

『池の藻屑』巻第八「称光院」の一節である。「古宮」は、崇光院の嫡孫、貞成親王（後崇光院）である。崇光院は、四代前の帝で、この時点の今上帝称光院の曾祖父の兄にあたる。その孫皇子であるから「古宮」と称するに相応しい（系図1参照）。

これが『源氏物語』「橋姫」冒頭の
そのころ、世に数まへられたまはぬ古宮おはしけり。(一一七頁)³⁾

を準えることは言うまでもない。宇治の八の宮の皇位継承の望みを断たれた境遇と、帝の嫡系でありながら皇家の正統から外れた貞成親王家の運命とが重ね合わされているのである。『池の藻屑』には引き続き「古宮」の沈淪生活が描出されるのであるが、その中にも「昔物語めきて、あざり（阿闍梨）だつ人の時々参り

通へるにぞ法文のかたき処々ことわらせて」(二二二頁)の句が挿入されて、「橋姫」、宇治十帖の世界の投影が鮮明になる。³⁾

また、歴史物語の先行作品『増鏡』（第三「藤衣」）にも酷似した一文がある。

そのころ、いと数まへられ給はぬ古宮おはしけり。守貞親王とぞきこえける。(二八二頁)⁵⁾

「いと数まへられ給はぬ」の「いと」が『源氏』の「世に」と異なる点を重視すれば、『池の藻屑』は直接『源氏物語』を引承すると言つてよいであろうが、『増鏡』とも無関係ではあり得ない。

この三作品符合については、森安雅子の精査、詳説がある。森安は、後花園帝踐祚に至る経緯について、



系図1

後崇光院（貞成親王）著『椿葉記』を主として『続太平記』と『新統古今和歌集』も典拠とされることを明示した上で、『増鏡』と『源氏物語』とを踏まえた意味にも論及している。すなわち、皇位継承から排除されていた皇統が数代を経て皇位に復帰する経緯の酷似を前提に、『池の藻屑』の当該箇所は『増鏡』の体裁を踏襲して劇的に構成されたものと見なす。また、『増鏡』の源泉『源氏物語』「橋姫」の強い影響と構想の一致を指摘しつつ、「作品に奥行きと幅を持たせ、読者に歴史の面白さと深い文学的感動をあたえることを意図している」と判じて、『池の藻屑』の歴史文学的価値をここに認める。

このような考察を受け継ぎつつ、本稿では、「数まへられ給はぬ古宮」が『源氏物語』「橋姫」巻と『増鏡』「藤衣」巻の冒頭にある点に注目し、『池の藻屑』の作品世界全体の構図との関係を説明したい。

『源氏物語』と『増鏡』の「古宮」が巻頭にあつて、新しい物語の始発を告げるのに対して、『池の藻屑』の「数まへられ給はぬ古宮」だけが巻頭にないのである。しかし、『源氏物語』や『増鏡』の影響下にあるとすれば、巻頭に近似する意味が潜むと考えるべきではないか。『源氏』の読書経験をもって『池の藻屑』の「古宮」に遭遇すると、新しい物語の開幕が予見されるのではないであろうか。

そこで改めて、『池の藻屑』の当該箇所を注視して

みる。「其の頃世に数まへられ給はぬ古宮なむ、伏見殿とて崇光院の御後にぞおはします」の「其の頃」が、直前の彦仁王（後花園院）が皇嗣に定められた記事を受けることは明らかで、その年が「年の名もかはりて、正長元年とぞ申しき」（二二九頁）によって正長元年（一四二八）であることは動かない。「其の頃」は正長元年の頃である。

ところが、当該箇所の直後には、それよりかなり過去の出来事が物語られている。

院は南の山を出でさせ給ひしより、爰に住ませ給うけるが、御子達もおはしませば、我が御すくせの口をしう思召さるゝに、御子をだに今一度思ふ様にもと思召されつゝ、後円融院の御位の頃、武家にもほめかさせ給ふ事もおはしませられど、いとかひなくて、あなたに定まり給ひしかば、世をうしと思召しては、「物にもがなや。」とかこたれ給ふ。（二二二頁）

この「院」は崇光院で、「南の山」（賀名生）を出たのは、後光厳朝の延文二年（一三五七）のことである（二六三頁）。「其の頃」から七十一年遡る。また、「後円融院の御位の頃」は、応安四年（一三七一）頃になる。右に引用した箇所が続いて、崇光院と第一皇子栄仁親王の詠歌三首が紹介され、崇光院の死去、栄仁の失意生活と出家と死、栄仁親王の御子（貞成）の落魄と剃髪などが縷述されていく。その上で、「おもひか

けぬ御事によりて此の宮の御子（彦仁）、御位に即かせ給ふなり」（二三三頁）とあって、皇位継承の奇譚が展開する。延文二年（一三五七）から始まった崇光院流四代七十年の不遇物語がここに終息し、歴史叙述本来の正長元年（一四二八）に戻ったことになる。この間、年月日が記されないと、他の箇所との違いがあり、崇光院の失墜から後花園帝の即位までの独立した短編物語が形成されているようでもある。

なお、この崇光院流物語の末尾に、

此の御事は先帝（称光院）の御悩みおもらせ給へる頃、坊とて定まり給へるも坐さざりければ、武家のとり申しけるによりて、かくさだまらせ給ひけり。（二三三頁）

とあるのは、この物語開始直前の「武家より伏見の宮の御子を御位につけ奉らせ給ひぬべく奏し奉れり」（二三三頁）と重複する。後花園院（彦仁）の皇位継承は、称光院側と崇光院流の側との二通りに叙述されているのかもしれない。

称光院紀の掉尾は、「文月十二日に、院（後小松院）にいらひ給ひて、御禪りを受けさせ給へる後、二十日にぞ先帝（称光院）の御事侍りとかや。」（二三三頁）と、年時表記が復活している。帝紀の常態に回帰したと見なすこともできる。

以上のように、『池の藻屑』巻第八「称光院」には、崇光院から後花園院までの一皇統の物語、「数まへら

れ給はぬ古宮」の物語が、別様の時間系列を帯して挿入されている理解できるであろう。この意味するところを探究するために、次に、作品全体の編年史形成の様態と皇位継承過程とを眺望する。

二 『池の藻屑』編年史の機構

『池の藻屑』は、後醍醐帝から後陽成院までの十四代の帝王に各一卷を割当て、踐祚から讓位までの編年史を形成することを基本とする。先行の鏡物系歴史物語では『水鏡』に一致し、『今鏡』の本紀部分に近似すると言える。

その長大な歴史語りには、聞き手の次の一言が契機になって展開する。

おなじうは皇のしろしめす御代の事、上りてのは、はかなき書などにてほの／＼見し事も侍るを、後醍醐の帝の芳野に移らせおはしましし頃ほひより、末のことなむいとゆかしう侍るをかつ／＼ももらし給はむや。（一一五頁）

と、「はかなき書ども」（『増鏡』等）以後、後醍醐帝吉野遷御以降の歴史語りが要求され、語り手がそれを聞き入れて、「後醍醐天皇紀」を開示するのである。

同紀劈頭に、

九十五代の帝は、御諱尊治と申し奉る。後宇多院の二の御子にぞおはします。御母は談天門院と

て、花山院内大臣の御女とはいへど、誠には参議忠継の女となむ聞え侍る。(一一六頁)

と、帝位の代数、即位前の本名、父帝と母后の素姓が語られて、皇統の中の位置づけがなされる。『大鏡』を始めとする主要な歴史物語の定式に合致している。

次に「この帝は御才も賢く渡らせ給へば、世をしらせ給ふ始めより……」と、後醍醐帝の前半生、すなわち建武新政権樹立までが略述される。この部分に年月の表記はなく、編年史は形成されていない。『増鏡』との重複の多い部分でもある。在位に関しては「殊に重祚などにもあらず、たゞ遠き行幸ばかりの御定めなれば」(一一六頁)と、『増鏡』を踏襲して、『太平記』等の「先帝(後醍醐)重祚」を認めることはない。

続いて、足利尊氏、同直義、護良親王、阿野廉子等の枢要人物が紹介されてから、「正慶といひしは、止められて、もとの元弘になりぬ」(一一七頁)の一文により元弘三年(一一三三年)から年紀が始まり、同年十月の北畠顕家の任陸奥守、同十二月の直義任相模守、翌年の建武改元などが順次記されて、全編を貫流する編年史の発端となるのである。同年六月で擲筆する『増鏡』を正しく受け継いでいることも確認できる。

後醍醐帝紀の歴史叙述はさらに続き、『神皇正統記』や『太平記』から知られるような宮方と尊氏の勢力との争闘が素描され、延元元年(一一三六)年五月の比叡行幸、同八月の春宮(恒良親王)・新田義貞の都落

ち等を経て、光明帝踐祚と後醍醐帝の廃位に至るのである。

都には、元弘の頃、本意なくており居させ給へる先帝(光厳院)の御弟の親王豊仁と申し奉るをなむ、尊氏が計らひにて、御位につけ奉る。(中略)神無月には山の帝(後醍醐帝)都に遷らせ給へり。頓やがて花山院おほしまに坐す。尊号のさたなんど聞ゆ。(一一五頁)

ここでは、後醍醐帝紀の中に、編年順とは言え、次帝踐祚とその代の立坊が記される点にも注目しておきたい。その後、後醍醐帝は都を脱し、「芳野に入らせ給ひ、行宮をなむしつらはせ」て、三種の神器を保有して「もとの儘なる御位」に即くことで「天津日嗣の二流れ」時代(南北両朝の並立時代)を到来させる(一二五～一二六頁)。

このように、「後醍醐天皇紀」の中樞に元弘三年(一一三三)から延元元年(一一三六)までの編年史的記述が認められるが、これは、次の巻第二の「光厳院紀」の対象期間と重複する。同紀は「元弘の頃、御位に即かせ給ふ」(一二七頁)を始点に時間が進行し、廃位、諸国行脚の逸話が続き、某年「文月七日」に五十二歳で死去したこと、その直後の葬送、後年の法事と諡号決定を以て巻を閉じるのである。踐祚以降の光厳院一代記が形成されていると言える。延元元年を最終年次として帝本人の晩年六年間を対象としない後

醍醐天皇紀との差異は小さくない。

光厳院は、『太平記』や『増鏡』で後醍醐帝に対抗する役割を担って特別の存在感が与えられる人物であるが、『池の藻屑』でも同様に重視されると言って大過ないであろう。光厳院の紀が異例に短いのは、「御位に坐しし世の事は、さきにいひ置きたる人も侍れば、とゞめ侍る」（一二七頁）と『増鏡』等に既述されるからであり、皇統や皇位継承史における重要性は、

されどつぎ／＼のかぞへにもれさせ給ふべくもあらず。又後々は此の御ぞうのみ伝へさせ給ふれば、いとなむいみじき御事に侍り。（一二七頁）

と、明記されている。『池の藻屑』では後醍醐帝紀と光厳院紀とが、同等に『増鏡』を受け継ぐ形で双頭の冒頭を形成し、平行の時間を刻んでいるとも言えるであろう。

巻第三「光明院」は、

九十七代の帝は、さきに聞えさせし豊仁と申し奉る御事よ（一一三〇頁）

と、起筆される。他のすべての巻頭が「〇〇代の帝は、御諱〇〇と申し奉る」に統一されているのに、例外的に「さきに聞えさせし」が付加されている。微妙な違いはあるが、光明院紀が後醍醐帝紀と同じ時間をたどることの反映として着目しておく。続く「建武三年御年十六にて世の中騒がしかりし頃御位に即き給

へり。」（一一三〇頁）は後醍醐帝紀の重出になる。

光明朝の始発を後醍醐帝紀では南朝側から捉え、光明院紀では北朝側の視点で描いたと言える。「此の時神璽は芳野に渡らせ給へど、しひて御位につかせ給へるは、後鳥羽院の御例にや侍らむ。」（一一三〇頁）と三種の神器を欠く光明帝側の異状は、宮都を失いながら「三種の御宝をしるし」（一二五頁）として正統性を主張する南朝側の異状と表裏の關係で並行しているのである。同一事象を二通りに叙する『池の藻屑』発端二巻には、二本の時間軸が並立していると言ってよいであろう。続いて、光明朝の視点で、新院（光厳院）の院政、関白近衛経忠の執政、尊氏の大納言就任が記録されて、「光明院紀」の建武三年（一一三三六）が終わる。南朝への言及はなく、ここまでの南朝の時間は別であり、交わることなく流れていると言って支障はない。

翌年、二つの時間が同紀で合流する。

京には建武四年の春を迎えれば、芳野殿には去年より改まりて、延元二年とか聞えさす。（一一三〇頁）

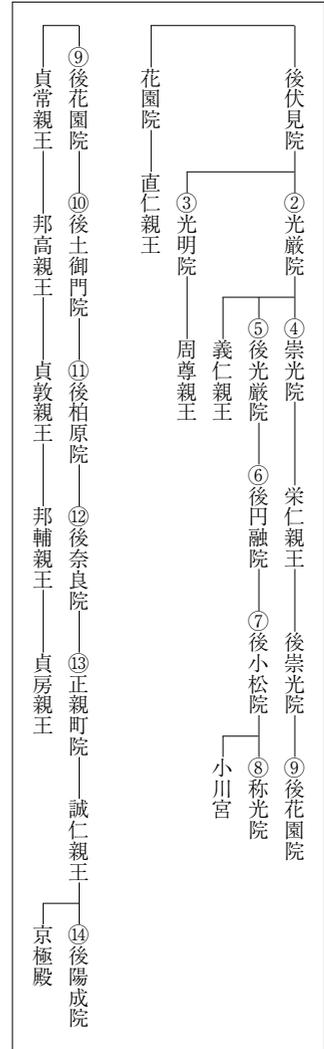
北朝の視線が南朝史を捕捉した瞬間である。前年に行われていた南朝の改元は看過され、北朝史の中に偶発的に姿を現し、読者の知るところとなる。これ以降の南朝の編年史は北朝の時間軸の中に組み込まれてしか存立できなくなる。たとえば、「次の年は又改まり

て、延文元年と申し侍る」(一六三頁)、「いつしか延文も二年に移れり」(同)と北朝の時間を刻んでゆく中に、「京には延文三つといふめれば、芳野殿には、正平十三の春をぞ迎へさせ給ふ。」(一六四頁)と北朝の年時に依拠した形で南朝の時間が断片的に確認できる。建武四年(一一三三七)、二つの水源から発した二つの歴史叙述の水脈がここに合流し、一本の北朝編年史となって以降の『池の藻屑』の歴史世界を貫流するのである。

三 編年史の中の天皇家正統と庶流

建武四年(延元二年)以降の南朝方は、「芳野殿」の呼称のもとに、北朝独自の一貫した編年体機構の中に断続的に姿を現す存在になる。正統としての北朝に對する傍流、庶流に転じたとも言える。

南朝の天皇や廟堂の有様は「芳野殿」として、宮都



系図2

を占有する北朝の様相に関係づけられて描かれるのが基本となる。

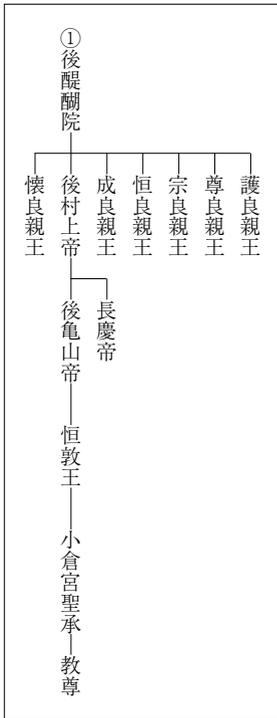
猶一院(光嚴)ぞ世の政治をさせ給へば、新院(光明)などは、いとのだやかにて坐す。芳野殿(後村上)には、かくと聞かせ給ひても、撓まず思召さる、事ありぬべし。(下略)(一四三頁)

静穏で安泰な北朝宮廷と、不遇の身から脱しようとする不屈の芳野殿(後村上帝)の対照は鮮やかである。北朝の「明」と南朝の「暗」とが対比されることも多い。観応の擾乱に際して明と暗が逆転する事態も訪れるが、両朝の対比は持続する。南朝が芳野殿として北朝の明るさの陰影として芳野殿としての南朝が配されるのが基本構図になる。それに関連して、南朝に關しては各事件・事象の年月日が記されないことが多い。

まことや芳野の先帝をば今は後醍醐の天皇と申し奉る。御遺言の儘とぞ聞え侍る。(二三九頁)

このような重要な出来事の日付も記載されないのである。「芳野殿には、先帝(後村上帝)の御代過ぎつる正平の頃」(一一八頁)のような曖昧な時日表示も散見する。南朝独自の編年史を『池の藻屑』から読み取ることは難しい。南朝史は、北朝史に依存し、北朝との関係性によつて成り立っていると云えるであらう。

『増鏡』には、同等の二皇統が同じ時間の流れのもとに並存し、交互に皇位に即き、糾える繩の如くに明暗が交替する。¹⁵⁾二つの皇統に本質的な違いはない。それに対して、『池の藻屑』の南朝は明らかに第二の皇統、皇統に準じる家系として周縁的な位置にある。王都という空間と編年史という時間を支配する北朝の周辺に「芳野殿」として断続的に存在するに過ぎないのである。



系図3

南北両朝合一と三種神器の北朝帰着を「此の時ぞ誠に四つの海一つの御代となりぬるを、公私よろこびあひたり」「今なむ八隅の外までも一つの光を仰ぎぬれば、都是一しほ時めきたる様なり」と北朝の側から祝福する文辞の間に南朝の失墜を明暗対比的に挿入するところが後小松院紀にある(二〇八頁)。その中で後龜山院の晩年が総括される。

院は、暫し大覚寺におはしましけるが、後には小倉山の麓に、幽なる所を下して住ませたまへば、小倉殿とぞ時の人は申し侍り。(二〇八頁)

この後龜山院の「小倉殿」という呼称と「芳野殿」とは、周辺の時空に所在する点で同質のものである¹⁶⁾。

「小倉殿」は、後花園帝踐祚の幸運にも明暗対比の役割を果たす。「かかる事を聞き給ひて、小倉殿にはうらやましよう思召されけむ、あいなき事をかまへ出で給ひければ」(二三四頁)と不満に思い、挙兵するが敗退し、完全に没落する。なお、この「小倉殿」は後龜山院の孫、小倉宮聖承である。この家系にも皇位継承の可能性があつたという扱いであり、崇光院流の栄光と鮮烈な対照を示す。

さらに、「其の御子をば勸修寺の門跡の御弟子になし奉れり」(二三四頁)と聖承の御子(教尊)も皇位から遠ざけられる

(系図3参照)。後花園院紀には、内裏で「むくつけき事」が起こり(禁闕の変)、「昔の芳野殿の若宮」という人物が神器を奪取するも比叡山で滅び(二四二頁)、その弟で三井寺在住の「芳野殿の宮」も討たれたことも記される(二四三・二四四頁)。赤松家再興のために神器が奪還された際に(長祿の変)、「芳野に帝として坐しけるも、此の時討たれさせ給ひて、南の帝の御伝へは残りなくらせ給へるとぞ」(二四九頁)と南朝滅亡が記されるのも後花園院紀である。これらの戦鬪的な「芳野殿」と、北朝と並立していた南朝皇統の「芳野殿」とを単純に同一視することはできないが、後花園院紀において、「芳野殿」が根絶された点は確認しておきたい。

以上のように、建武四年から後花園朝までの南朝は、中心的な北朝皇統の周辺で持続していたのである。血統上の尊貴性は北朝に劣らず、宮都と皇位の奪還を志向する家門であった。

このような「芳野殿」の扱いは、北朝の傍系皇統のそれに近似するように思われる。

上(後陽成院)の御兄弟の式部卿の宮(智仁親王)は、京極殿とて、伏見殿(貞房親王)とおなじ御様にて坐す。(三三二頁)

「伏見殿」とは「数まへられ給はぬ古宮」後崇光院貞成親王であり、その子孫代々の呼称でもある。伏見殿は有力な皇家として各帝紀で重要な立場を維持す

る。治天の君や帝に次ぐ存在と言つてよい。ただし、右の例の「京極殿」は後陽成院の同母弟である八条宮智仁親王であるので、この場合の「伏見殿」には後花園院の次弟貞常親王もしくはその子裔が特に該当すると見るべきかもしれない。帝の実弟として宮家の始祖となつた点が共通し、皇位継承問題に関与しない点も一致するからである。¹⁸⁾

その場合、後花園院踐祚前の伏見殿が、崇光院・崇仁親王を含めて不遇を嘆き、等しく皇位継承を希求していた点が軽視できなくなる。光明院も「伏見殿」と呼ばれることがあるが、崇仁の即位を切望する場面である(一八二頁)。

このように考えると、芳野殿、伏見殿、京極殿のように傍流皇族の性格は、後花園朝を分岐点として、皇位継承に関与する前半と関与しない後半とに二分できるのである。各所に登場する親王たちも同様に捉えられる。前半の直仁、周尊、護良、尊良、宗良、恒良、成良、懷良各親王には皇位継承との関わりが容易に指摘でき、後半の伏見殿や京極殿にはそれはない(系図2・3参照)。

このように考えると、『池の藻屑』の南朝は皇位継承史の中心には関わらず、傍流皇統の一つとして存在したものと推断できるであろう。

四 中央から見た南朝史

さて、建武四年以降の南朝宮廷をこのように位置づけた場合、北朝を唯一の皇統と認定して支持し、南朝各帝の皇位を否定する立場が『池の藻屑』を底流するという解釈に導かれるかもしれない。しかし、そのようには解釈できない。支持・不支持の問題ではない。本稿で指摘したのは、両朝の正邪ではなく、視座が常に宮都にあるという一点である。宮都における編年史が作品の基軸となり、南朝は他の皇統と同様にその基軸に依拠して作品世界に措定されると解釈したのである。

古来、『池の藻屑』の南北朝時代史観には、多大な関心が払われてきたようである。曲亭馬琴は、小津桂窓宛書簡において「帝系南朝二不及候て、後醍醐より直二後光厳をとりつけ候事、遺憾なきにあらず」（天保四年三月九日付）、「南朝の事二不及ハ、第一の遺憾ニ御座候」（天保四年五月一日付）と北朝支持の態度を認める。「全く北朝の歴史にして、所謂南朝方をばこれを芳野殿と記す。年号等はもとより北朝の年号を用ふ」と北朝方の編年史を主軸とすることにより北朝方と認定されるのが多数派なのかもしれない²¹。

森安雅子は、『池の藻屑』著作にあたって荒木田麗女が参看した史料・典籍を剔抉し、特に『神皇正統記』を主要な素材にしながらもその南朝擁護の思想を

採用しなかった点などを根拠に「北朝方の皇統の正統性を主張する」意図を見いだす²²。

しかしながら、北朝が支持されているという明確な証跡が示されたことはない。南朝と北朝のいずれかに与しているはずであるという前提に立った上で、北朝の歴代を機軸に作品が構成されている、「芳野殿」という呼称が用いられる、という二点により、北朝側の立場にあると判定されるというに過ぎない。『池の藻屑』の本文中に、北朝支持が表明されることはなく、南朝を偽朝と見なして北朝皇統を正統と認定していたことを示す明証は見いだし難い。その一方で、南朝の不遇に同情し、南朝の再興を希求する含意を読み取ることが難しくない。「されど歴代の天皇の名を用ゐ、他は皆院号を用ゐたるは其間に何等かの差別を設けたるにあらずやと思へば思はれざるにあらず²³」のように、南朝支持の傾向が指摘されることもあった。馬琴が南朝支持の一読者として作品に不満であったように、北朝支持者にとっても満足できない部分があったに違いない。

また、依拠した素材の思想的側面を引用しないことが、その思想を否定することを意味するわけではない。用いられた多くの先行作品と同様に、『神皇正統記』は作品構築の一材料であると認められるだけで、主題や思想性に関わっていると断定はできないのであ

る。

『池の藻屑』には南北両朝の正閏を決する意図はなく、南北朝時代史に関わる政治思想も歴史観も表明されてはいない、と理解するのが現状では穏当なのではないか。仮に作者荒木田麗女が両朝のいずれかの支持者であつても、それと作品の思想性とは別のものである。結局、松村博司の「編年として北朝の御歴代に従つて書いているが、北朝方ばかりでなく、南朝の出来事にも及んでいる」という見方が最も適正であると考える。それに付け加えるとすれば、「北朝を編年の基準としたのは、在京の王朝であつたからにほかならない」の一文である。

五 「世継」と治天の君

この作品の序跋に顕著に現れる粹物語構造に注目して、『増鏡』型の歴史物語に属する側面があることを別稿で指摘した。『池の藻屑』が政権抗争の時代を対象とするにもかかわらず、自らの立場を明らかにしないのは、『増鏡』を継承する点に関わるのかもしれない。『増鏡』には、両朝が対立する状況を異状と捉えず、むしろ肯定的に評価する方向性が見いだせるからである。⁽²⁶⁾

歴史物語は歴史ではなく、歴史書や史論書として評価されるべきではない。『池の藻屑』が歴史物語であ

るとすれば、政治思想や歴史観とは異なる観点で把握されなければならない。

また、『池の藻屑』が『増鏡』型歴史物語であるとするれば、皇位継承過程が構想上に機能しているはずである。歴史物語は、基軸に皇位継承史（「世継」）が生動することによって統一的な作品たり得ると考えられる。そこで、十四の帝紀に伏在する「世継」（天皇の系譜・系図）に注目する。

首巻の「後醍醐天皇」は、前述のように『増鏡』末尾の叙述を継受して為政者として編年史の中心にある。初巻二巻、後醍醐帝と光厳院の本紀は、『増鏡』を受け継ぐ形で並立し、歴史の流れを併流させる。後醍醐帝の治政の中断を認めず、光厳朝を否定する後醍醐帝紀では、光厳院は「正しき御位にさへ用ゐられ給はぬ」存在であり（一一六頁）、「光厳院物語」の性格をもつ帝紀中では「されどつき／＼のかぞへにもれさせ給ふべくもあらず」（一二七頁）と同院の即位が公認される。二流れの皇位継承史が並存していると言わざるを得ない。

第三巻「光明院」から、『増鏡』との接触がなくなり、二重の時間軸も徐々に一本化する。都を離れた後醍醐帝の動向が編年の中心に据えられないので、事实上、光明朝の始発が統一的編年史の起点になるとも言える。同時に、

帝（光明帝）わかう坐しませば、新院（光厳院）

萬の事をした、めさせ給へり。(一一三〇頁)

と、治天の君が光嚴院であつたことが明記され、それに続く政事や儀式が院に主導されたことが知らされる。光嚴朝が後伏見院政期であつたことが無視されるのと対照的である。

なお、光明朝の開始にあつて、三種の神器を保有しない点が特記される。

此の時神璽は芳野に渡らせ給へど、しひて御位につかせ給へるは、後鳥羽院の御例にや侍らむ。(一一三〇頁)

これは、『増鏡』の構想に照らせば、光明新帝の治世維持を阻む凶兆になる。後鳥羽院の先例を敢えて示すことは、後鳥羽院同様の悲劇の到来を予告している可能性がある。しかし、『池の藻屑』にそのような展開はない。

『池の藻屑』において、三種の神器の帰趨や争奪が情勢を左右したり、両統の正邪を決する事態は認められない。神宝を持たないことよつて、光明朝が不安定になつたり、在位期間が短縮されたと理解された徴証はない。また、伊勢奉幣使中止も「神の御慮もいかゞと時の人いひあへり」(同)と将来の不幸を予感させるが、予感は当たらない。

この作品の吉凶を暗示する出来事が構想や物語の進展に関連する事例はほとんど認められないであらう。ここでは、光明帝の踐祚と光嚴院政の開始のみが明ら

かにされるのである。

次の崇光帝紀も光嚴院政下にある。

猶一院(光嚴院)ぞ世の政治をせさせ給へば、新院(光明院)などは、いとどのどやかにて坐す。(一四三頁)

三年後の観応二年(一一三二)に足利尊氏が吉野側に帰順して都鄙の形勢が逆転して崇光朝は終焉を迎え、光嚴院・崇光院らは賀名生に遷されるが、『池の藻屑』の構成は崇光帝紀のままである。一時的にとはいえ、中央を制圧していた南朝の正統性について言及されていない。これは、南朝の後村上帝が入京できなかったことによると考えられる。賀名生から宮都を目指して移動する経緯が筆を尽くして描出されるところに、事の重要さが推察できるが、石清水八幡宮に留まり入京には成功しなかつたのである。したがつて、崇光帝廃位も記されず、後村上帝紀も立てられないのではないであらうか。「芳野殿」が「八幡殿」(二五七・一五八頁)に変わっただけで、宮都を主宰するには至らなかつたのである。南朝の覇権が短期に終わっただけでなく、帝王が宮都に復帰できなかつたことが『池の藻屑』の編年史にとつては肝要なのである。

巻第五「後光嚴院」は、前帝廃位の異状性にもかかわらず、平穩に通常どおりに起筆される。皇位継承者も治天の君も不在であつたため、光嚴・光明両院の母后である広義門院(西園寺寧子、後伏見院女御、花園

院准母)が武家の要請により崇光院の弟を擁立した経緯が記されるが、事態の重大さに比して簡略である(二六〇頁)。前掲の後花園院踐祚とは大差がある。なお、広義門院が辞退したので、この段階で後光嚴帝が治天の君となり、しばらく後光嚴院時代が続くことになる。

以下、治天の君の交替が遺漏なく記される。

(後円融帝が)猶きびはに坐せばとて、院の御前

(後光嚴院)にて政をさせ給へり。(一八二頁)

世の政は先帝(後円融院)、院の内にて、執り行はせ給へり。(一九九頁)

さきくの御例にて、院(後小松院)ぞ猶政をし
らせたまふ。(二一八頁)

こうして、『池の藻屑』の治天の君が、光嚴院↓後光嚴帝・同院↓後円融帝・同院↓後小松帝・同院と承継されていくことが確認できる。この間、皇位継承者の誕生や立坊に至る経緯が適所に記載されて、「世継」(皇位継承史)が整えられていく。讓位の際の帝の心境描写も詳しい。ところが、後花園朝以降は、治天の君への言及がほとんどなくなり、東宮選定に多くの関心が払われるようになる。「世継」の形成方法の変化が看取される。

次代の皇位継承者を決する立坊も『池の藻屑』の時間の進行のもとに正確に記載される。儲君選定は原則として前帝の治世期間に行われるので、立坊記事は前

帝の本紀中に記される。「大鏡」「今鏡」「水鏡」等の帝紀と異なり、『榮花物語』『増鏡』等の編年型の歴史叙述に一致する。同様に、治天の君の交替も編年史の中に組み込まれるのである。

結 三段階の皇位継承史

『池の藻屑』においては、一つの帝紀が一天皇の治世に相当するので、皇位の継承が作品の大枠を形成している。十四の帝紀の連続が編年史を構築している。「世継」の正統を中心的時間軸にして、天皇家を領導する治天の君の交替過程がそれに重ね合わされ、立坊記事や傍流皇統の系譜が連結して流れるのが、歴史物語としての『池の藻屑』の基幹構想なのである。

その中で、歴史叙述の時間が二度重複する。第一巻と第二巻と第三巻の建武四年以前には、後醍醐帝主体の時間と光嚴院主体の時間とが並行して流れていると考えられる。これは先行『増鏡』の叙述を継受する部分であり、後醍醐・光嚴両帝が『増鏡』の中で「始祖」として構成の節目に位置付けられていたことに照応すると言える。

第三巻の光明院紀の建武四年以降は、時間軸は一本になる。宮都を支配する北朝の皇位継承を中心に定めて編年史が進行するようになる。傍流皇統がその中に侵入を試みて、正統を巡る物語を展開するが、編年史

の主軸を変更することはできなかった。これが第八卷の称光院紀の終盤まで続く、『池の藻屑』の第二の部分である。

称光帝中心の編年史は一時的に停止して、「数まへられ給はぬ古宮」の物語が挿入される。そこで再び二重の時間軸が生まれる。崇光院流の傍流皇統としての歴史の終着点に立つ後花園院が新しい「始祖」として新しい正統の起点となるための「前史」が設られたと評価することもできるであろう。古宮の物語が終わると、時間軸は元通りに一本に復するのであるが、そこにはすでに第三の部分として後花園朝の歴史が編まれていることに気づかされる。傍流皇統は新しい正統に協調し、平穩に皇位が授受されていく。皇位継承史は、正統と傍流の対抗から正統の中からの選択に移行したと言える。また、古宮の物語をもって「世継」（皇位継承史）が二分されているとも言える。

注

(1) 『池の藻屑』本文は、『校註日本文学大系』第十三卷（大正十五年、国民図書刊）より引用し、適宜（ ）内に説明等を補う。

(2) 「古宮」は、崇光院第一皇子の榮仁親王とも考

えられるが、直前に「伏見の宮の御子を御位に」と後花園帝踐祚の記事中に貞成親王が「伏見の宮」と呼ばれ、その時点で榮仁は没していたので、「伏見殿（＝古宮）」は後崇光院貞成と見る。

(3) 『源氏物語』本文の引用は、阿部秋生他校注・訳『源氏物語⑥』（新編日本古典文学全集24、平成九年、小学館刊）による。

(4) 「世をうしと思召しては、『物にもがなや。』とかこたれ給ふ。」（二三二頁）のように、「源氏」の引歌を取用するところもある。

(5) 『増鏡』本文の引用は、時枝誠記・木藤才藏校注「増鏡」〈神皇正統記・増鏡〉日本古典文学大系87、昭和四十年、岩波書店刊）による。

(6) 森安雅子「歴史物語の系譜と『池の藻屑』『月の行衛』（『日本言語文藝研究』第六號、二〇〇五年十二月。同著『荒木田麗女の歴史物語』についての研究―『池の藻屑』と『月の行衛』を中心に―」（二〇一一年、豪風出版刊）に再録。

(7) 「武家より伏見の宮の御子を御位につけ奉らせ給ひぬべく奏し奉れり。院（後小松院）もさもやと思召しよらせ給ひてうけ引かせ給ふ。やがてあなたに仰せつかはすべく、定めさせ給へり。」（二三二頁）

(8) 「重祚などにてあるべけれども、璽の箱を御身に添へられたれば、たゞ遠き行幸の還御の式にて

あるべきよし定めらる。」〔『増鏡』第十七「月草の花」、四八五頁〕。

- (9) 正慶は、光厳朝の代始により元弘二年(一二三三)四月に改元された年号であったが、二年(一二三三)五月に廃止され、元弘三年に復した。

- (10) 『池の藻屑』の歴史叙述に関連する古典籍・史料については、森安雅子『池の藻屑』典拠一覽』同著前掲書(6)に詳しい。

- (11) 拙稿『『太平記』と歴史物語』(長谷川端編『太平記の成立』軍記文学研究叢書8、平成十年、汲古書院刊)参照。

- (12) 「九十八代の御嗣、新院の一の御子にて、御諱興仁と申し奉る。」(巻第四「崇光院」一四二頁)、「百あまり四つに当り給ふ御嗣は御諱成仁と申し奉る。」(巻第十「後土御門院」二五二頁)も例外になるが、他巻と異なる内容が付加されているのではない。

- (13) 「都の中には武士共の集ひて、むくつけき事のみ聞えかはしつ、年も暮れぬ。」(一三〇頁)

- (14) 延文元年、同二年、同三年、同四年、…と北朝の時間が記される年表の「延文三年」の条に、南朝の正平十三年に該当する旨が付記されている体裁に見える。

- (15) 拙稿『『増鏡』の基調―二家系対照と明暗循環

の構図―』(『文芸研究』第一二八集、平成三年九月)、同『『増鏡』と両統問題』(『島根大学教育学部紀要』第二十五卷、平成三年十二月)など参照。実際に小倉山に居住したのは後亀山院の皇子、恒敦親王等で、後亀山院本人ではない。

- (17) 熱田公「小倉宮」(『国史大辞典』)、森茂暁著『闇の歴史、後南朝 後醍醐流の抵抗と終焉』(平成九年、角川書店刊)、新田一郎『『古典』としての天皇』(『天皇と中世の武家』天皇の歴史04、平成二十三年、講談社刊)二八一頁など参照。校註日本文学大系本頭注は「小倉殿」を「後亀山院の御子。良泰親王。」とする。系図3参照。

- (18) このように考えると、称光院の実弟、小川宮が早世しなかつたら同一範疇に属する可能性があったと言える(二二七頁)。

- (19) 柴田光彦他編『馬琴書翰集成 第三卷』(平成十五年、八木書店刊)四四、六〇頁。馬琴の『池の藻屑』受容については、雲岡梓「麗女と馬琴―歴史物語『池の藻屑』をめぐる―」(『日本文藝研究』第六十二卷第二号、平成二十五年三月)参照。

- (20) 深澤徳吉「女流学者荒木田麗女(下)」(『歴史地理』第十八卷第三号、明治四十四年九月)。

- (21) たとえば、芝野六助著『日本文学物語 第一編 歴史の巻』(明治四十五年、興文館刊。一九九頁)

には、「後醍醐天皇様の次に直ぐ北朝を続けて、北畠親房の大嫌な北朝を本として書き、南朝の事は却つて客分と云ふ心で書いて居つて、正統の天子と云ふ方から見ては主客顛倒した事もあり」とある。

(22) 森安雅子『『池の藻屑』における南北朝史観をめぐって』(『岡大國文論稿』第三十九号、平成二十三年三月。同著前掲書(6)に再録)。

(23) 芝野六助著前掲書(21)二〇〇頁。

(24) 松村博司『池の藻屑』(同著『歴史物語 改訂版』昭和五十四年、塙書房刊)三三七頁。

(25) 拙稿『『池の藻屑』研究序説—歴史物語の系列化と粹物語構想—』(『島大國文』第三十四号、平成二十六年一月)。

(26) 注(15)に同じ。

(27) 拙稿『歴史物語の範囲と系列』(『島根大学教育学部紀要』第二十七卷第一・二号、平成五年十二月、平成六年三月)、同『歴史物語の基軸としての『世継三作』—『先坊』の設定とその継承をめぐって—』(加藤静子・桜井宏徳編『王朝歴史物語史の構想と展望』平成二十七年、新典社刊)等参照。

(28) 拙稿『『増鏡』の予言記事をめぐって』(『島根大学教育学部紀要』第二十六卷、平成四年十二月)参照。

(29) 森安雅子前掲論文(22)にこれについての考察がある。

(30) 「上はまだ若う坐すに、院も皆はなれおはしませば、広義門院に世の政をもしらせ給ふべく、武家には定め申しけれど、女院はいとあるまじう堪へがたき事にぞのたまはせ侍り。」(二六〇・一六一頁)

(31) 帝の人物や為政に対する評言が増加する傾向も指摘できる。

(本学教授)